

「セカンドナンバー」提供条件書

KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社(以下、併せて「当社」といいます。)は、本提供条件書及び au(5G)通信サービス契約約款(以下、「au5G 約款」といいます。)に基づき、セカンドナンバーを提供します。

本提供条件書の規定と au5G 約款の規定に齟齬又は矛盾がある場合には、本提供条件書の規定を優先して適用するものとします。

1.概要

セカンドナンバーとは、au のお客様が、現在ご利用の電話番号に加えて、2 つ目の電話番号で通話や SMS を利用できるサービスです。

2.提供内容

(1) 加入条件

加入条件	
次の全てを満たした上で、セカンドナンバー契約を申し込んでいただきます。	
・ 主回線となる au 回線を指定すること。	
・ 主回線が(3)の対象料金プランに加入していること又はセカンドナンバー契約の申込みと同時に加入すること。	
・ 既に、指定した主回線に紐づくセカンドナンバー契約又は副回線契約*1 に加入していないこと。	
・ 主回線とセカンドナンバー回線の契約者となる者(主回線で利用者登録がされている場合、登録利用者を含みます。)が同一であり、法人でないこと。	

*1: 当社の副回線通信サービス利用規約に定めるものをいいます。

(2) セカンドナンバー契約の詳細

セカンドナンバー契約	
料金プラン	セカンドナンバープラン
月額料金 [基本使用料]	500 円(550 円)*2
通話料/SMS 送信料	au5G 約款に定める料金がかかります。
対象契約	au の 5G 契約
対象端末	eSIM 対応のスマートフォン
データ通信	日本国内/海外のいずれにおいても利用できません。

利用できる機能	・ 下表の機能を、申込み不要で利用できます。 留守番電話機能、ボイスメール機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能、SMS機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、au Starlink Direct機能、JAPANローミング™機能、自動着信転送機能、応答保留機能、発番要請機能 ・ 留守番電話機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能のオプション機能使用料はかかりません。 ・ 各機能の提供内容は、au5G 約款及び当社の WEB ページに定めるとおりです。一部機能を利用できない場合があります。 ・ 上表の機能であっても、データ通信を用いて提供する機能は利用できません。 ・ 下表の機能は利用できません。 5G NET 機能、5G NET for DATA 機能、テザリング利用機能、WiMAX 利用機能、ナンバーシェア機能、5G SA 機能、RCS 機能				
各種割引サービス	・ 特に記載のある場合を除き、au 回線を条件とする割引や特典の対象外です。 ・ 家族割プラスなどの回線数に応じた割引のカウント対象外です。				
契約事務手数料	当社がそのセカンドナンバー契約の申込みを承諾した日から遡って昨年の同じ暦日(応当日)までの間に、同一の主回線に紐づくセカンドナンバー契約を締結したことがある場合、下表の料金がかかります。 <table> <tr> <td>下欄以外の場合</td><td>4,500 円(4,950 円)</td></tr> <tr> <td>当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合</td><td>3,500 円(3,850 円)</td></tr> </table>	下欄以外の場合	4,500 円(4,950 円)	当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合	3,500 円(3,850 円)
下欄以外の場合	4,500 円(4,950 円)				
当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合	3,500 円(3,850 円)				
その他	・ 契約解除料はかかりません。 ・ 料金安心サービスは利用できません。主回線で同サービスに加入している場合も、その概算額の算定対象にセカンドナンバー回線での利用分を含みません。 ・ au5G 約款第 8 条(契約者暗証番号)の規定は適用しません。				

*2:加入月/解約月いずれも日割は行いません。ただし、セカンドナンバー契約の解約日が月の初日である場合、その月の月額料金はかかりません。

(3) 主回線の対象料金プラン

対象料金プラン
au5G 約款又は auLTE 約款*3 に定める 5G デュアル又は LTE デュアルの料金プラン((4)の対象外料金プランを除きます。)

*3:当社の au(LTE)通信サービス契約約款をいいます。

(4) 主回線の対象外料金プラン

mamorino6/5/4 など、キッズ向けケータイの料金プラン	ジュニアケータイプラン ME、ジュニアケータイプランN、ジュニアケータイプラン、mamorino Watch プランN、mamorino Watch プランなど
----------------------------------	--

ウェアラブルデバイスの料金プラン	ウォッチナンバープラン、ナンバーシェアプランなど
その他	セカンドナンバープラン

3. 重要事項

(1) 利用停止、解約について

- セカンドナンバー回線又は主回線で利用停止の事由に該当し、その利用を停止するときは、あわせてそれぞれの主回線又はセカンドナンバー回線の利用も停止します。
- 解約の申込みがあった場合のほか、セカンドナンバー回線又は主回線について、次のいずれかに該当するときは、セカンドナンバー契約を解約します。

事由		セカンドナンバー契約の解約日
セカンドナンバー回線	契約手続き又は eSIM 再発行手続きの完了後、当社からお送りする eSIM の設定情報を受け取っていただけない場合	当社所定の日
	法人への譲渡があったとき	その事由が生じた日
主回線	対象料金プラン以外への変更があったとき	
	au 契約の解約があったとき	
	一時休止があったとき	
	法人への譲渡があったとき	

- セカンドナンバー回線の利用停止や解約に際して、当社は、事前の通知は行いません。
- UQ mobile/povo への番号移行はできません。
- セカンドナンバー契約について他社への MNP の申込みがあった場合、移転先事業者との新規契約の有無にかかわらず、MNP 予約番号を発行した日にセカンドナンバー契約は解約となります。

(2) 一時中断、一時休止、譲渡等について

- 一時中断の申込みがあった場合のほか、主回線で一時中断があったときは、同日にセカンドナンバー回線も一時中断を行います。
- 一時中断を行った翌月から起算して 3 カ月目の末日までに利用の再開の申込みがなかった場合、当社は、その翌日^{*4}にセカンドナンバー契約を解約します。

^{*4}: 翌日以降になることがあります。この場合、当社が解約の登録を行うまでの間も、セカンドナンバー回線を利用できません。

- 一時休止はできません。
- セカンドナンバー回線のための譲渡はできません。主回線で譲渡があった場合、同日に、セカンドナンバー回線も同じ者への譲渡があったものとします。
- セカンドナンバー回線のための利用者登録や登録利用者の変更はできません。主回線で利用者登録や登録利用者の変更があった場合、同日に、セカンドナンバー回線も同じ者での利用者登録や登録利用者の変更があったものとします。

(3) ご利用料金の請求等について

- 月額料金、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、ご利用の翌月に、主回線の請求に合算して請求いたします。
- 通話料、SMS 送信料、手続きに関する料金その他のご利用料金は、ご利用の翌々月に、主回線の請求に合算して請求いたします。
- 請求書、支払証明書、利用料金証明書などの発行の申込みがあった場合、主回線のご利用料金と合わせて発行いたします。
- セカンドナンバー回線の通信明細書は発行できません。
- セカンドナンバー回線で分計請求書発行サービスは利用できません。

(4) その他

- au/UQ mobile/povo や副回線契約で利用中の電話番号を、セカンドナンバー契約で利用することはできません。
- 主回線が一時休止中の場合、セカンドナンバー契約を申込みことはできません。
- 同日にセカンドナンバー契約に加入及び解約があった場合、その日に再度セカンドナンバー契約を申込みことはできません。
- 当社が提供する他のサービス・キャンペーンにご加入いただけない又は併用できない場合があります。
- 別途、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。
- 別途契約や各種手続きにかかる費用は店頭等にてご確認ください。
- 本提供条件書及び契約約款等(au5G 約款、auLTE 約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書及び契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■本提供条件書について

- ・ au5G 約款第 77 条(提供条件書等)に基づく提供条件書として、本提供条件書を定めます。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。これらの詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、
- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026 年 8 月 4 日 初版作成